

一般会計等注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- イ 昭和 60 年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法
- ② 満期保有目的以外の有価証券
- ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
- イ 市場価格のないもの 取得原価
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。
- ③ 出資金
- ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
- イ 市場価格のないもの 出資金額
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----|-----------|
| 建物 | 13 年～50 年 |
| 工作物 | 10 年～60 年 |
| 物品 | 4 年～20 年 |

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

. 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び貸付金について、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等
該当事項はありません。

3. 重要な後発事象
該当事項はありません。

4. 偶発債務
該当事項はありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計
給食センター特別会計
病院貸付金特別会計

② 一般会計等と普通会計の範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。なお、表示単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示しています。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	8.3 %
将来負担比率	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字となっていないため「-」の記号で表示しています

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 224,616 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産はありません。

② 減債基金に係る積立不足額ははありません。

③ 基金借入金（繰替運用）残高はありません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 8,450,026 千円

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	4,286,557	千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	857,685	千円
将来負担額	13,084,138	千円
充当可能基金額	5,090,479	千円
特定財源見込額	2,051,000	千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	8,450,026	千円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
45,061 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 388,530 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	9,707,401 千円	9,308,880 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	449,148 千円	447,145 千円
繰越金に伴う差額	△70,438 千円	0 千円
地方自治法第 233 条の 2 に基づく歳計剰余金の処分	0 千円	349,128 千円
相殺消去に伴う差額	△126,839 千円	△126,839 千円
資金収支計算書	9,959,273 千円	9,978,314 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	927,024	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	124,970	千円
未収債権の減少	△13,040	千円
未払債務の減少	△167	千円
減価償却費	△793,122	千円
賞与等引当金増減額	△13,702	千円
退職手当引当金増減額	△30,717	千円
徴収不能引当金増減額	41	千円
資産除売却損益等	△3,917	千円
その他の増減等	△9,017	千円
純資産変動計算書の本年度差額	188,351	千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500,000	千円
一時借入金に係る利子額	-	千円

⑤ 重要な非資金取引

該当事項はありません。